⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成８年度以降に、次の㋐から㋒の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、上記㋐から㋒は同一工事でなくても良い。

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積65㎡以上かつ施工延長300m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。

㋑　凍結対策を伴うトンネル工事の施工実績を有すること。

㋒　土被り20m未満の施工実績を有すること。ただし坑口部は除く。

ただし、代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

㋑　平成８年度以降に、代表者の配置する技術者については、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、北海道横断自動車道白糠町縫別トンネル○○△△××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局釧路開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局釧路開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

シュワブ（H23）現況調査資料作成業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年７月22日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　真部　　朗

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１　業務概要

⑴　業務名　シュワブ（H23）現況調査資料作成業務

⑵　業務内容　本業務は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る現況調査の内容等の検証・確認の資とするため、埋立、護岸等の検討及び資料作成を行うものである。

⑶　履行期限　平成25年３月31日まで

２　申請の時期

平成23年７月22日から同年８月１日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、平成23年８月１日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（シュワブ（H23）現況調査資料作成業務）」（以下「申請書」という。）は、平成23年７月22日から　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書にシュワブ（H23）現況調査資料作成業務共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）で「Ａ」の格付の決定を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成22年10月28日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、シュワブ（H23）現況調査資料作成業務共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、シュワブ（H23）現況調査資料作成業務共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、シュワブ（H23）現況調査資料作成業務共同体協定書において明らかであること。